

第1次改訂にあたって

平成30年5月で日本国憲法は71周年を迎えました。改憲をめぐる動向は憤ただしさを増しています。これを機会に、23年を経過した本書も全面見直しを図り、第1次改訂版として発刊することとしました。

今改訂では、①安全保障法制にとって転換期となる集団的自衛権容認問題、②選択的夫婦別姓制度の導入問題など男女平等の法的実現状況、③集会の自由・公の施設での表現の自由で合憲性が争われた事件での主な判例など、今日的テーマである新規作成の設問を加え、全体にわたって設問・解説の選択肢の見直し・修正を図りました。

平成7年に誕生した本書は、受験者の方々が短期間に、最少限の労力で、自治体職員として知っておくべき事柄をマスターできることを狙いとして、次のような特徴をもっています。

○東京都及び東京23特別区、大阪府、埼玉県、札幌市、横浜市、神戸市などで実際に出題された昇任試験問題をもとに、試験突破のための必須101問を厳選収録した。

○101問の中でも、出題頻度の高い順に、★★★、★★、★の三段階のランクを付けてあるので、時間のない時など、頻度の高いものから学ぶと効果的である。

○五肢択一の問題を左頁に、各肢に対応する解説を右頁に、できるだけ条文、判例、実例を掲げるよう努めた。

○難しい用語にはフリガナを、重要な語句には解説を施してあるので、辞典や参考書を見る手間が省略できる。

○「正解チェック欄」を設けてあるので、一度当たって解けなかった問題をチェックしておけば、試験直前の再学習に便利

である。

仮に最高裁の憲法解釈が、理論上妥当でないものであっても制度上は正しいものとみなされ自治体職員の職務遂行を拘束することになります。本書では、自治体職員に関わりのある判例を引用していますので、自らの価値判断との比較により、昇任試験を超えるべき点も多いと考えます。

学ばなければいけないことの多い受験者にとって、本書は、短い時間で効果の上がる問題集として非常に有効であると確信します。

受験者各位が本書をフルに活用し、難関を突破されることを期待しています。

平成 30 年 6 月

地方公務員昇任試験問題研究会

憲法 IOI 問・目次

★★★, ★★, ★ …… 頻度順の星印

前文など

1	わが国の憲法の性質	★★	2
2	新たな憲法の制定	★★	4
3	憲法前文	★★★	6
4	憲法の基本原理	★★★	8
5	国民主権主義	★★	10

天皇

6	天皇の地位	★	12
7	天皇の行為	★	14
8	天皇の国事行為	★★★	16

戦争の放棄

9	戦力とは	★★	18
10	安全保障関連法と集団的自衛権	★★	20
11	「武力行使が許容される」新要件	★★	22

基本的人権

12	現行憲法と明治憲法との相違点	★★	24
13	基本的人権と公共の福祉	★★★	26
14	公共の福祉に関する判例	★	28

15	プライバシー権（パブリシティ権）	★★★	30
16	いわゆる間接適用説の立場から	★★★	32
17	私人間の保障を想定した義務規定	★★	34
18	定住外国人の地方参政権など	★★★	36
19	条文にみる法の下の平等	★★★	38
20	合理的な別扱いの立法例	★★★	40
21	性別による差別に関する判例	★★	42
22	男女平等化の法的整備状況	★★★	44
23	合理的な根拠に基づく別扱い	★	46
24	請願権	★★	48
25	特定の宗教への関心を呼び起こすもの	★★★	50
26	政教分離の原則	★★★	52
27	信教の自由に関する主な判例	★★★	54
28	学問の自由	★★	56
29	「明白かつ現在の危険」の基準	★	58
30	事実の報道の自由	★★★	60
31	「報道の自由」と「国民の知る権利」	★★★	62
32	結社の自由	★★	64
33	公の秩序を乱す恐れ	★★★	66
34	通信の秘密の保障	★★	68
35	職業選択の自由は経済的自由	★★★	70
36	職業選択の自由と規制	★★★	72
37	二重の基準と規制目的の三分論	★★★	74
38	居住・移転の自由又は職業選択の自由	★★★	76
39	人身の自由である移動の自由制限	★★	78
40	労働基本権とは	★★	80

41	公務員の労働基本権	★★	82
42	財産権と補償の要否	★★	84
43	「財産」ではなく財産「権」	★★	86
44	憲法 25 条の法的性格	★★★	88
45	学習権	★★★	90
46	現行憲法に初めて規定された基本的人権	★★	92
47	教育を受ける権利	★★★	94
48	社会的基本権の主な判決	★★★	96
49	不法な逮捕・抑留もしくは拘禁	★★	98
50	住居侵入・捜索及び押収に関する保障	★	100

国民の義務

51	勤労の義務	★	102
52	勤労の権利及び義務	★	104

国 会

53	衆議院の優越が認められないもの	★★	106
54	参議員のボイコット日数	★★★	108
55	内閣不信任決議の効果	★★★	110
56	衆議院の実質的解散権	★★★	112
57	国会の議決と法律案	★★★	114
58	国会の議決と予算案	★★★	116
59	弾劾裁判所とは	★	118
60	両議院の議決の価値（対等である場合）	★★	120
61	参議院の緊急集合	★★★	122
62	国会議員の不逮捕特権	★★	124

63	国會議員の免責特権	★★★	126
64	議院の国政調査権とは	★★★	128
65	証人の出頭・証言及び記録の提出	★★	130
66	議院の権能（国政調査権）	★	132
67	両議院の協議会	★	134
68	国会の臨時会又は特別会	★	136
69	国会の権能	★★★	138
70	特別多数決を要する場合	★★★	140

内 閣

71	65条（行政権は内閣に属する）の例外	★★	142
72	内閣の組織・閣議	★★★	144
73	内閣の組織又は活動	★★	146
74	内閣の法律執行	★★	148
75	内閣の責任	★★	150
76	内閣の総辞職	★★★	152
77	内閣総理大臣が訴追されたら	★★	154
78	内閣の権限リスト	★★★	156
79	内閣の権能は多様	★★	158
80	内閣の権能でも国会の承認が必要なもの	★★★	160
81	臨時会の召集の決定	★★	162
82	内閣及び内閣総理大臣の権能	★★★	164
83	内閣総理大臣の権能	★★	166

司 法

84	裁判官の任命及び再任	★	168
----	------------	---	-----

85	裁判官の独立及び身分保障	★★	170
86	裁判官の身分保障	★	172
87	条例も違憲立法審査権の対象に	★★★	174
88	下級裁判所も違憲審査権をもつ	★★★	176
89	違憲判決の効力（一般的効力説と個別的効力説）	★★	178

財 政

90	課税要件法定主義	★★	180
91	手数料・負担金・事業金	★★	182
92	国の財政処理	★★	184
93	会計検査院の検査・報告	★	186

地 方 自 治

94	地方自治の本旨	★★★	188
95	地方自治に関する構想	★★	190
96	地方自治／憲法違反でないもの	★	192
97	一の地方公共団体のみに適用される特別法	★	194
98	国会単独立法の原則の例外	★★	196

憲法の改正

99	憲法の改正及び変遷	★★	198
100	憲法の改正	★★★	200

最高法規

101 憲法を尊重し擁護する義務★★ 202

頻出ランク付・昇任試験シリーズ1

憲法 IOI 問

Q

1 わが国の憲法の性質



わが国の憲法（日本国憲法）の性質として、正しいものは次のどれか。

- 1 君民協約、軟性憲法
- 2 欽定、軟性憲法
- 3 民定、硬性憲法
- 4 欽定、硬性憲法
- 5 民定、軟性憲法

正解チェック欄

1
回目2
回目3
回目

A

憲法制定者及び制定の手続や形式の相異に応じて分類すると、憲法には次の四種類がある。

- (1) **欽定憲法** 君主主権の思想に基づき、君主が単独で制定するもの、1814年のフランス憲法（ルイ18世の憲法）や、明治22年の大日本帝国憲法（明治憲法）はこれに該当する。
 - (2) **民定憲法** 国民主権の思想に基づき、国民が、直接に、またはその代表者を通じて制定するもの、現行憲法はこれに該当する。また、このような方法で制定された憲法は多く共和制を探っている。アメリカ諸州の憲法や、1946年のフランス第4共和国憲法などがある。しかし、まれには君主制を探るものもある。1791年のフランス憲法や、1831年のベルギー憲法などがそれである。
 - (3) **君民協約憲法** 君主主権と国民主権との妥協に基づき、君主と国民との契約によるもの、1830年のフランス憲法（ルイ・フィリップの憲法）はこれに該当する。
 - (4) **条約憲法** 多数の国家が連邦を組織する場合に、それらの合意によって制定されるもの、1787年のアメリカ合衆国憲法や、1871年のドイツ帝國憲法などがこれに該当する。
- 次に**硬性憲法**とは、普通の法律に比べてとくに慎重な改正手続を必要とする憲法をいう。人権保障のような国の政治の重要なルールは、形式的意味の憲法に規定し、安易な改正から保護しようとするのである。普通の法律と同様の手続で改正できる憲法を**軟性憲法**という。
 成文憲法の大部分は硬性である。不文憲法の国では、その憲法は軟性であるが、1848年の旧イタリア王国憲法のように、まれには成文憲法で軟性のものもある。
- わが国の明治憲法（大日本帝国憲法、明治22年2月11日公布、23年11月29日施行）も、現行憲法（日本国憲法、昭和21年11月3日公布、22年5月3日施行）も、ともに硬性である（96条）。